

全3回講座

【島根県デジタル活用講師育成事業】

デジタル活用 講師育成講座

定員
10名
※先着順

参加費
無料



社会のデジタル化の流れは、スマートフォンを中心に生活においても行政サービスにおいても加速しており、今後もこの傾向が続くことが想定されます。そこで、島根県においてデジタルの活用方法を教えることができる講師を育成するために「デジタル活用講師育成講座」を開催します。

1回目
講座

2024年

10月15日(火)

19:00 - 20:30

※2回目・3回目の講座日程は受講者と相談の上、決定します。



申込
締切

2024年10月8日(火)18時まで

対象者

- ・全講座参加できる方
- ・デジタル機器に日常的に触れている方
- ・地域でデジタル活用支援を行っている、または行いたいと考えている方

会場

菱浦公民館
島根県隠岐郡海士町福井968-4

※現地参加が難しい方はオンライン対応
検討しますのでご相談ください

こんなことを学びます

1回目 基本講座

- ・デジタル推進委員に求められる基本知識
- ・高齢者がスマホを利用する際のハードルや躓くポイント
- ・モラルの伝え方やコツなど

- ・動画視聴
- ・スマホ相談会、講座、
- ・個別の相談会などの活動を実施

2回目 フォローアップ講座

- ・実践の途中経過報告
- ・SNSの登録をし(任意)、受講者同士で活動を共有

- ・スマホ相談会、講座、
- ・個別の相談会などを実施

3回目 振り返り講座

- ・活動の振り返りの発表
- ・講座のまとめ
- ・これからの活動を広げるために

島根県が
該当成果物に
基づきデジタル
推進委員(※)に
推薦

(※)デジタル推進委員は、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うことで、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくためのデジタル庁の取組です。

受託企業：有限会社Willさんいん
島根県松江市朝日町498 松江センタービル8階 TEL:0852-28-6220
主催：島根県（地域振興部地域政策課 デジタル戦略室）

お申込みは
こちらから→



デジタル推進委員推薦要件

- 要件1 : デジタル活用研修講師育成事業の参加者であること
- 要件2 : 本講座は①学び（講習）②実践③認定の3工程で構成されており、参加者の中で①学び（講習）を受講し、②実践（相談会、講座）を行ったもの
- 要件3 : ①において、主体的に学ぶ姿勢があり、講師が展開する知識・技能を得ようとする姿勢や自らの理解状況に応じて振り返り、必要な手段（質問するなど）を講ずるなどの行動がとれているもの
- 要件4 : 国が展開するデジタル活用支援推進事業デジタル活用支援推進【標準教材・動画】（総務省）にある基本講座の動画すべてを視聴し、視聴状況についてのレポート（別紙1）を提出すること
- 要件5 : ②の実践が家族などの近親者に閉じることなく、公共的領域において実践されていること
- 要件6 : ②のエビデンスが、客観的な証拠として成立しているものであること（実践風景の写真、実践した対象者の写真（プライバシーを保護するための加工は可）、対象者の人数、具体的な実践の日付、実践内容、参加者の声などが記載されているなど）
- 要件7 : ②の実践のエビデンスが量的、質的に島根県が認めるものであること
- 要件8 : 認定段階において住所や氏名などと合わせて、本人であることが客観的に証明可能な書類の提出がなされていること（例：免許書等）
- 要件9 : 認定後も継続して地域でデジタルの活用において困っている住民を支える意思を持っていること
- 要件10 : ①②③のあらゆる段階において公序良俗に反する行為等がないこと
- 要件11 : 上記の要件以外も含め島根県が総合的に判断を行うこととし、それを了承していること

上記の推薦要件を満たした方を島根県がデジタル庁にデジタル推進委員として推薦します。